

木津川市教育委員会会議録

令和2年第5回木津川市教育委員会定例会

- 日 時：令和2年5月28日（木） 午後1時30分から午後3時24分まで
- 場 所：木津川市立第一学校給食センター 会議室
- 出席者：森永重治教育長、有賀やよい委員、小松信夫委員、高橋史代委員、佐脇貞憲委員
（事務局）竹本教育部長、遠藤理事、志賀理事、吉岡教育部次長兼こども宝課長、
木下学校教育課長、宮田学校教育課担当課長、福井学校教育課担当課長、
坂元社会教育課長、森文化財保護課長

傍聴の申請があり、木津川市教育委員会会議規則第12条及び木津川市教育委員会傍聴規則第2条の規定に基づき、許可する。

〈傍聴者入室〉

1. 開 会 教育長
教育長あいさつ

2. 前回会議録の承認

委員が、会議録中、5. その他（7）新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る学校対応についての質疑応答で、冒頭質疑を「大人に比べて子どもから子どもへの感染リスクは少ないと思われるが、木津川市の幼稚園・小学校・中学校を一律臨時休校にすべきだろうか。分散して登校するなど、柔軟な対応も考えられる。」との内容で補足された。

教育長が、補足内容で訂正し、第4回定例会議の会議録の承認について提案された。

委員より異議なく承認された。

会議の途中で傍聴の申請があり、木津川市教育委員会会議規則第12条及び木津川市教育委員会傍聴規則第2条の規定に基づき、許可する。

〈傍聴者入室〉

3. 議 事

《議案第22号 令和2年度木津川市一般会計補正予算第3号について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取するもの。令和2年第2回木津川市議会定例会に提出する補正予算第3号については、新型コロナウイルス感染症対策として第1号補正予算を5月1日に専決処分、また第2号補正予算を5月15日に専決処分した。1人10万円の特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、中小企業・個人事業者への支援給付金、準・要保護世帯への支援金、ひとり親世帯臨時給付金として合計で約8,350,000千円を予算化し、早期の給付に向けて取り組んだ。

令和2年度木津川市一般会計補正予算第3号について説明する。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ183,467千円を追加し、歳入歳出それぞれ36,828,575千円とするもの。歳出予算9款教育費について、補正前の額3,379,524千円に123,718千円を追加し、3,503,242千円とするもので、一般会計に占める教育費の割合は9.51%となる。

(教育委員会関係予算案資料により、主たる施策内容を説明)

【質疑応答】

委員：可動式コンピュータに関する施策について、新型コロナウイルスが今後も流行する可能性があるといわれており、再び臨時休校となった場合、タブレットを使用した対応はいつ頃正式に整備されるのか。

事務局：今回の対応は、休校が長期化し、学習保障及び子どもたちの家庭での状況を把握するため、二つの手立てをとった。一つ目として、学校から配布したプリントと内容をリンクさせた授業動画を学校で作成・配信し、子どもたちがプリントと動画を使い学習・復習することができるもの。二つ目は、子どもたちの様子が見られる双方向型の通信を採用した。機材の準備やインターネットの環境づくりが必要で、5月25日から1週間ではあるが、各家庭との通信を行った。双方向型通信を行うための端末の有無やインターネット環境の有無について学校を通して各家庭にアンケートを取り、環境の整っていない家庭には市から機器を貸与した。今後、1人1台のタブレット端末が整備できれば、子どもたちが家庭に端末を持ち帰り、家庭学習に活用できると考えている。課題は、各家庭のインターネット環境の整備状況であると考えている。

委員：今回の補正予算で、予定数全ての台数を整備できるのか。

事務局：市の児童・生徒の人数の3分の2が国の補助対象となるので、その台数について整備できる。全国的に一斉に取り組むこととなれば、台数の確保は困難になっていく。市費分については令和3年から4年に整備を見込んでいるが、前倒しして整備していくとなれば、財源の確保も必要となってくる。

委員：城山台小学校のアレルギー対応職員1名増員と第二学校給食センターの栄養

職員1名増員は同じ内容か。

事務局：アレルギーのある子どもについては、家庭と学校で連携して対応する必要があることから、城山台小学校専任で1名職員を配置する。第二学校給食センターの栄養職員については、センターでの仕事と併せて学校へ巡回指導をする職員として配置する。

委員：栄養職員の設置基準について問う。

事務局：栄養教職員は、給食センターから配食する児童・生徒の食数で決まる。昨年度は3センターで5名であったが1名減じたため、市費で1名増員する。

【採決】

教育長が採決を行い、全員一致で承認された。

会議の途中で傍聴の申請があり、木津川市教育委員会会議規則第12条及び木津川市教育委員会傍聴規則第2条の規定に基づき、許可する。

〈傍聴者入室〉

《議案第23号 木津川市立学校評議員の委嘱について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書の提案理由中、「平成」を「令和」に修正を申し入れ、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

前年度の評議員の任期が、令和2年3月31日で満了したことに伴い、市立小学校長並びに中学校長からの推薦に基づき、木津川市立小・中学校評議員の委嘱を行うもの。任期は、令和3年3月31日までとなる。

【質疑応答】

委員：各学校の評議員の人数増減について問う。

事務局：人数は昨年と同じである。

委員：評議員制度が始まって長いですが、学校は評議員制度をどのように捉えているか。声が挙がっていれば示していただきたい。

事務局：評議員会は年に2回から3回開催されており、教育活動の紹介であったり、地域の意見を評議員の方から伝えていただいたり、学校公開時に評議員の方が参加されたりと、評議員制度が定着してきている。

【採決】

教育長が採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第24号 木津川市立幼稚園評議員の委嘱について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

前年度の幼稚園評議員の任期が令和2年3月31日で満了したことに伴い、市立幼稚園長からの推薦に基づき、木津川市立幼稚園評議員の委嘱を行うもの。任期は、令和3年3月31日までとなる。

【質疑応答】

委員からの質疑は無かった。

【採決】

教育長が採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第25号 木津川市小谷集会所条例の一部改正について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

小谷下教育集会所は、木津川市公共施設等総合管理計画施設類型別個別施設計画において、「小谷上教育集会所に機能を集約化し」とあり、また新耐震基準以前の建物であり、利用者の安全性を最優先として廃止するため、所要の改正を行うもの。

【質疑応答】

委員：集会所が閉鎖されることで、実施されていた事業はどうか。

事務局：「機能を集約化」とあるので、機能は小谷上教育集会所に移る。

事務局：小谷下教育集会所の前に位置する加茂人権センターが改修されたので、その1室を利用し活動を続ける。

教育長：駐車場として跡地の整備はいつ頃開始されるか。

事務局：6月議会で可決されれば、工事の契約・着工へ進み、今年度2月頃には駐車場が完成する見込みである。

【採決】

教育長が採決を行い、全員一致で可決された。

4. 教育長報告（令和2年4月22日～令和2年5月28日）

教育長が、事業報告に基づき報告を行った。中でも次の点について、説明があった。

- ・ 5月11日 高橋史代教育委員任命書交付式を行い、委員を再任された。
- ・ 5月15日 学校再開に関わって、臨時で山城地方教育長会議が開催された。
- ・ 5月22日 城山台小学校校舎増築工事について、総務文教常任委員会で報告した。
- ・ 5月26日 木津川市議会臨時会において、城山台小学校校舎増築工事に関する議案が可決された。

5. その他

(1) 今後の行事予定

事務局が、今後の行事予定について説明を行った。

(2) 木津川市立第一学校給食センターについて、事務局が、映像資料及びパンフレットに基づき説明を行った。

(3) 城山台小学校における児童急増対策について、事務局が資料に基づき説明を行った。

〔説明〕

令和2年第4回教育委員会定例会にて、対策の方向性や具体的施策について報告した。

本日配布資料の1・2ページに示している通り、計画的・段階的に進めていく。本日は具体的な検討策として、学校選択の導入について説明する。

3月議会において、学校選択の検討が盛り込まれた附帯決議が補正予算審議の際に可決されたことを踏まえ、児童急増対策の一環として、「学校選択」の導入に向けた取り組みを具体的に検討する。

方法として、従来ある「学区外就学制度」を活用し、他校を選ぶ児童については認めていくこととする。児童及び生徒の入学すべき学区を指定する規則第4条にある特例の規定に基づき、これまでも変更基準に当てはまる場合には学区外就学・指定校変更が認められていた。この度、学区外就学・指定校変更基準の中に「特定地域事由」を設け、城山台小学校区を特定地域として当該校区に住所を有する者は城山台小学校以外の市立小学校を選択できるという制度を検討する。

検討事項を挙げる。1つ目に選択できる学校について、木津川市立小学校のいずれの学校でも選択できるようにする。2つ目に対象児童について、小学校1年生として入学する児童と、城山台小学校に転入する児童とし、初年度の令和3年度については、城山台小学校に在籍する1年生から5年生の児童も加える。3つ目に受け入れ可能人数の設定について、各小学校の受け入れ可能人数を学校長と協議し、毎年設定する。希望者が受け入れ可能人数を超えれば公開抽選をする。4つ目に進学先の中学校について、選択希望校に就学した児童は、小学校卒業時に、居住地校区の中学校か選択希望校先の進学中学校かを選択

できるようにする。5つ目に他校就学承認要件について、希望する家庭の保護者と話し合いの上、選択希望校の教育活動に賛同し協力する意思があると認められること、就学予定者の通学が保護者の責任と負担において安全に行われることが確認できること、原則として卒業まで就学の意思があるか、以上の3つを確認してからの承認とする。個々の事情を聴き、進めていきたい。

導入までのスケジュールについて、5月中に方向性を決定し、ホームページに掲載する予定である。6月以降は、委員からの意見などに基づき、要綱や申請書を作成し、6月開催の教育委員会定例会にて報告する。広報誌掲載準備を行い、7・8月頃には城山台小学校在籍児童の保護者や市民に詳細についての周知を図る。10月から1か月程度の受付期間を設け、11月に希望校の調整を行い、12月には来年度入学校の決定をしていくことを考えている。現状は案の状態であるので、意見をいただき検討していきたい。

【質疑応答】

委員：児童の通学方法について、安全安心に通学できるよう、決まり等を作っていたきたい。

事務局：通学は保護者の責任と負担において、安全に行われるようにお願いしたいと考えている。申請書提出時に通学路については保護者と確認する。現在も学区外就学をしている子どもたちもいるので、経路や交通手段を聞き取り、実施していきたい。

委員：区域外就学を希望する人数はどれ程を想定しているか。

事務局：受け入れ人数は学校次第である。12月には入学先の学校を決定したい。教職員の配置にも間に合うスケジュールとなる。

委員：通学について、電車やバスでの通学はあり得ると考えるが、自転車での通学も可とするのか。

事務局：自転車通学は想定していない。小学生の自転車通学は安全上の問題がある。

委員：保護者の立場からすると、選択する学校の特徴がわかりにくい。保護者に伝える方法はあるか。

事務局：スケジュールに、9月開催を予定している市立小学校学校公開日を考えている。秋に土曜参観を設定している学校が多く、各学校の教育活動をご理解いただく機会としたいが、感染症の影響で実現するかわからない。ご指摘のとおり、学校の特色が伝わるよう工夫したい。

教育長：ホームページでは各学校の情報がみられるが、実際に見ていただくことも重要である。

事務局：また、就学時健診を希望校で受け入れたり、入学校が決まってからとはなるが、体験入学の機会も設けたり、参観日の設定が難しければ、見学日を設定するなど、検討していきたい。

委員：最終決定したものは、どのような形で周知されるか。

教育長：要綱に整理し、次回の教育委員会で議案として提示したい。意見を伺い、要綱を制定していきたい。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策に関する申し入れ等について、事務局が資料に基づき説明を行った。

〔説明〕

日本共産党木津川市議員団より第4回まで申し入れがあった。4月28日に第5回の申し入れがあったので、教育委員会に関するところの報告を行う。

学校給食センター委託業者アルバイト職員の自宅待機に関する対応について、センターから委託業者に確認し、自宅待機期間については3日間の休業補償がされているとの回答があった。

幼稚園・小・中学校の学習保障と安全な家庭生活において、学習に遅れのある子どもやネット環境の無い家庭への配慮や、子どもたちや親の不安への対応について、児童・生徒の自宅学習に活用するため、復習プリントや予習プリントを各校で配布した。プリントと関連した内容の動画を作成し、ホームページから閲覧できるようにしている。何度も見られるので、子どもだけで理解できなかった場合は、保護者と一緒に確認できると考えている。ネット環境の無い家庭への配慮については、タブレット端末やルーターの貸し出しを行った。

幼稚園では園だより・クラスだよりをメール配信し、登園が再開したのちの幼稚園での活動について期待が持てるよう、情報発信を随時行っている。幼稚園・小・中学校から家庭への連絡も含め、保護者の不安解消に努めた。

【質疑応答】

委員からの質疑は無かった。

(5) 「双方向型通信の実現に向けて」について、事務局が説明を行った。

〔説明〕

オンラインでの双方向型通信について、報告する。

3月3日から臨時休業が延長され、現在に至る。オンライン授業の足掛かりとして、4月28日の政策会議にて、タブレット端末を使った教育について方針が決定された。主に、児童・生徒の安否確認と担任教諭と児童・生徒がオンライン上で会話できるシステムを目指した。4月30日に開催した臨時校園長会にて告知したが、学校長の中には、自宅学習プリントの作成やそれにリンクした動画の作成、更に双方向型通信システムを構築していくには負担が大きい、公平性に欠けるといった意見があったが、試行という形で進めていくことに決定した。各家庭にアンケートを実施し、端末・ネット環境がない児童・生徒には、機器を貸与するという事で、機器の確保を行った。

5月7日にタブレット端末600台を調達し、同時にパナソニックにアドバイザースタッフとして契約を依頼した。5月8日にレンタルWi-Fiルーターを180台調達した。

児童・生徒へタブレットが約240台、ルーターは約80台を貸し出した。担任教諭用のタブレットについては、8小中学校でパソコン教室に導入した新機種を家庭で使用するために貸与予定であったが、既に学校のシステムに組み込まれており、一般家庭の環境に再設定することが困難であったため、600台の中から貸し出した。

5月12日に臨時の校園長会を開催し、更に詳細な説明を行い、14日には情報担当教員が集まり双方向型通信の説明を行った。パナソニックのアドバイザーにもお越しいたき、実演しながら操作方法等を研修した。

5月20日には保護者向けの木津川市独自の接続マニュアルを作成し、25日に山城中学校の2年生から接続を開始した。4割ほどの子どもが接続に成功し、接続できなかった子どもは、設定の不備や自宅の都合で使えなかった等であった。中学校では全学年、小学校では全学年で実施している学校と、高学年で実施している学校があったが、子どもの8割ほどが接続に成功した学校もあり、担任教諭と会話を楽しんでいる様子であった。作成したアカウントは、トラブル回避のためすべて削除する。

今後、感染症が蔓延した際の対応として、非常に貴重な試行であったと捉え、児童・生徒だけでなく、教職員にとっても可能性の広がる取組であったと考えている。

【質疑応答】

委員：再び臨時休校となれば、今回の取り組みは現実的に可能か。

事務局：担任1人対子ども40人でオンライン通信をするとすると難しい。子どもの機械操作スキルや家庭の電波状況にばらつきがある。

(6) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る学校等対応について、事務局が説明を行った。

〔説明〕

臨時休業期間が延長され緊急事態宣言が発令されている間は、部活動も含め、登校日を設けないとした。臨時休業期間延長後の児童・生徒の生活や学習については、プリント及びそれに関連した動画作成、ICT機器の活用としてタブレットの導入を進めた。心のケアとして、各小中学校には定期的にスクールカウンセラーを配し、緊急の場合には罹患リスクを下げたカウンセリング活動を行った。児童クラブや臨時児童クラブについては、保護者へ利用自粛のお願いをしながら、少人数体制での保育を継続した。5月15日の校園長会では、6月1日から学校再開に向けた話をした。5月25日から、オンライン上での双方向型通信を開始し、利用できた子どもたちは生き生きとしていたが、長期休業後の子どもたちの様子に配慮しながら学校を再開していくということで意思統一を図った。

授業時数の回復については夏季休業で調整を行う。通常の夏季休業は7月21日から8月26日までであるが、今年度については8月6日から8月23日までとなり、8月5日まで

が1学期、8月24日から2学期とする方向で検討している。

【質疑応答】

委員：学校内と地域との感染状況は違うので、新型コロナウイルスによる学校閉鎖等の基準を作っておくべきであると考えます。

教育長：インフルエンザでの学校閉鎖等の基準を当てはめることは難しい。検討が必要である。

(7) その他

こどもの未来を考える城山台パパママ会「感染症拡大防止対策のため、城山台小学校「過大規模校」の解消を求める陳情書」について、教育長が事務局に説明を求めた。事務局が説明を行った。

〔説明〕

5月25日付けで、こどもの未来を考える城山台パパママ会の6名の方から、「感染症拡大防止対策のため、城山台小学校「過大規模校」の解消を求める陳情書」が提出され、同日付けで受理した。木津川市教育委員会会議規則第9条に規定があるので、具体的事項について審議していただきたい。事務局案として、陳情者として教育委員会会議に出席できる人数は団体から3人以内、そのうち意見陳述・趣旨説明は1人、陳述時間は10分以内、また意見陳述者からの質疑は受け付けないとする。現在、意見陳述等に関する詳細な規定がないため、今回の意見陳述の取り決め事項が採用されれば、今後の対応も含め、規定を設定したいと考えており、陳情書・請願書の受付は随時受け付けることとし、休日を含めた定例会の14日前までに提出されたものについては、直近の定例会に付議し、それ以降に提出されたものについては、さらに次の定例会に付議することとする。よって、今回提出された陳情書の意見陳述については、次回定例会にて時間を許可いただきたい。

【質疑応答】

教育長：事務局案は、他市町村の例を踏まえた内容か。

事務局：規定は市町村ごとに多様であった。木津川市教育委員会としては、先に述べた内容が適切と考え、提案した。

教育長：委員の皆様の意見を求める。

委員：異議なし。

教育長：よって、事務局が提出した案を採用する。

(8) 次回教育委員会日程について

次回教育委員会は、令和2年6月25日(木)午前9時30分から、木津川市役所 会議室4-3、4-4にて開催することを確認した。

教育長が、会議を閉会した。